

お知らせ

市税等の口座振替をご利用の方へ

口座振替の継続について
田無市、保谷市で市税等について口座振替をご利用の方は、西東京市になつてからも口座振替は継続となりますので、手続きをする必要はありません。

保谷地域の方：国民健康保険税は平成13年度から国民健康保険料へと名称が変わり、口座振替も年6回から年8回となります。国民健康保険税の口座振替をすでにお申し込みいただいている方の場合、申し込み内容を国民健康保険料と読替えて口座振替を継続します。

田無地域の方：平成12年度までと変わりはありません。口座振替済みのお知らせの発送方法が変わります。市税等の口座振替を利用している方へお送りしている口座振替済みのお知らせを、平成13年度分からは次のとおり回数をまとめて発送します。

Table with columns: 税目, 発回数, 送数, 期別, 発時, 送時. Rows include 市民税・都民税, 固定資産税, 軽自動車税, 国民健康保険料.

納税課(田内線1351~1354)、保険年金課(田内線1481~1482)

ことばの遅れが気になる子どもの相談会

5月28日(月)午前9時30分~正午(予約制)
この日の発達センター(ひびき)住吉福祉会館(小児神経科)
相談医師 洲鎌倫子先生

介護保険標準負担額減額認定証の更新
介護施設に入所されている方の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」の有効期限は5月31日となっています。引き続き介護施設に入所される方は更新の手続きが必要となります。申請書を5月中旬に発送しますので、必ず6月中旬に提出してください。また、食事代の減額認定の新規申請は随時受付していますので住民税世帯非課税の方が介護施設に入所する場合は、入所日の月末までに申請してください。

介護保険施設に入所されている方の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」の有効期限は5月31日となっています。引き続き介護施設に入所される方は更新の手続きが必要となります。申請書を5月中旬に発送しますので、必ず6月中旬に提出してください。また、食事代の減額認定の新規申請は随時受付していますので住民税世帯非課税の方が介護施設に入所する場合は、入所日の月末までに申請してください。

現在、田無市にお住まいの方は不要(田内線2321~2323)
医療証の更新
7月1日から新しいものになります。先日、次の方にお知らせをお送りしたので、同封の申請書に必要事項を記入し、期限までに提出してください。昭和6年7月2日、昭和10年6月30日に出生された方で(1)現在、(2)医療証を受けている方で、西東京市国民健康保険以外の保険に加入している方(3)医療に該当しない方(4)社会保険被保険者本人(5)所得基準額を超えている方(6)所得基準額 左表のとおり

Table: 平成13年度医療証所得基準額(単位:円)
Columns: 扶養人数, 基準額, 収入額, 与換額. Rows: 0人, 1人, 2人, 3人, 4人, 5人.

6月30日まで有効のものを受けていない方
(2)現在、(3)医療証を受けている方で、西東京市国民健康保険以外の保険に加入している方(4)医療に該当しない方(5)社会保険被保険者本人(6)所得基準額を超えている方(7)所得基準額 左表のとおり

なお、西東京市の国民健康保険に加入している方で(1)医療証を受けている方は、お知らせはお送りしていません。12年中の所得を調査のうえ、6月下旬に新しい(2)医療証または(3)医療消滅通知をお送りします。

本年1月2日以降に転入された方は前住所地(本年1月1日の住所地)の所得の証明書が必要です。申請書と一緒に提出してください。
提出期限 6月1日
高齢福祉課医療助成係(田内線2336~2338)

児童手当・育成手当の所得限度額が変わります
5月1日号の市報でお知らせした所得限度額が確定しましたのでお知らせします。なお、支給は、申請のあった翌月からとなりますので、該当する方は各種申請書を5月中旬に提出してください。申請場所は田無庁舎1階または保谷

庁舎1階窓口です。現在受給中の方は、現況届6月上旬郵送予定)を提出してください。提出がない場合は手当の支給が停止されることがあります。本年1月1日現在、西東京市以外に住民登録をしている人は、後日、所得証明書の提出が必要になります。所得限度額 左表のとおり

Table: 各手当の平成13年度所得限度額(単位:円)
Columns: 扶養人数, 児童手当, 児童育成手当. Rows: 0人, 1人, 2人, 3人, 4人以上.

環境の日および環境月間行事
6月5日を、国連では「世界環境デー」、わが国では「環境の日」として定め、6月の1か月間を「環境月間」として設定しています。西東京市においても、身近なところから環境問題を考えていく活動を次のとおり行います。
とき・内容 (1)5月27日(日)統一美化デー：老人クラブ等による散乱する空き缶・空きビン回収の実施 (2)6月22日(金)~6月28日(木)：小学生による環境図画・作文展(毛筆・平仮名) (3)5月31日(木)~6月1日(金)：二酸化窒素の簡易測定の実験講座

環境の日および環境月間行事
6月5日を、国連では「世界環境デー」、わが国では「環境の日」として定め、6月の1か月間を「環境月間」として設定しています。西東京市においても、身近なところから環境問題を考えていく活動を次のとおり行います。

害虫駆除器具の貸出し
庭木の点検、害虫の早期発見・駆除にご協力ください。貸出場所および器具 田無庁舎：2階市民相談室(噴霧器・手動式・高枝きりばさみ) 保谷庁舎：1階環境保全課(噴霧器手動式・電動式・高枝きりばさみ)
噴霧器は、手動式で約2リットル、電動式で約10リットルまで届きます。環境保全課環境係(田内線2211~2213)

害虫駆除器具の貸出し
庭木の点検、害虫の早期発見・駆除にご協力ください。貸出場所および器具 田無庁舎：2階市民相談室(噴霧器・手動式・高枝きりばさみ) 保谷庁舎：1階環境保全課(噴霧器手動式・電動式・高枝きりばさみ)
噴霧器は、手動式で約2リットル、電動式で約10リットルまで届きます。環境保全課環境係(田内線2211~2213)

家族農園利用者募集

2月の利用者募集の追加募集を次のとおり行います。
募集する農園 西原家族農園・北芝家族農園
利用期間 7月1日~平成15年2月末日
申込資格 市内に住所を有し、耕作に可能な土地を持たず、野菜作りに熱意のある方。
今回に限り、現在利用している方の申し込みも受け付けますが、まだ利用していない方を優先とします。
申込 往復はがきに希望する農園名を書き、住所氏名・電話番号を記入し、5月31日消印有効(までに、〒188 866西東京市田無庁舎産業振興課あてに送付してください。返信はがきには、あらかじめ住所・氏名を記入ください。
選考方法 申込資格を審査し、申込者多数の場合には抽選をします(区画割は市で決定させていただきます。抽選結果は申込者全員に返信はがきで通知します)。
農園には駐車場がありません。
産業振興課(田内線1442)



事前説明会 5月22日(火)午前10時保谷庁舎2階第1会議室
環境保全課環境係(田内線2211~2213)

害虫駆除器具の貸出し

庭木の点検、害虫の早期発見・駆除にご協力ください。貸出場所および器具 田無庁舎：2階市民相談室(噴霧器・手動式・高枝きりばさみ) 保谷庁舎：1階環境保全課(噴霧器手動式・電動式・高枝きりばさみ)
噴霧器は、手動式で約2リットル、電動式で約10リットルまで届きます。環境保全課環境係(田内線2211~2213)

害虫駆除器具の貸出し
庭木の点検、害虫の早期発見・駆除にご協力ください。貸出場所および器具 田無庁舎：2階市民相談室(噴霧器・手動式・高枝きりばさみ) 保谷庁舎：1階環境保全課(噴霧器手動式・電動式・高枝きりばさみ)
噴霧器は、手動式で約2リットル、電動式で約10リットルまで届きます。環境保全課環境係(田内線2211~2213)

募集

市民嘱託員
職種・採用人数 体力増進指導委員1名

3日の勤務
勤務地 ひばりが丘北児童センター
報酬額 時給千450円
雇用期間 7月1日~平成14年3月31日
職員課(田内線1242、1243)

都営住宅(あき家)入居者
西東京市地元割当、西東京市に割り当てられた「地元割当」の募集です。申し込みのできる方
(1)申込者本人が西東京市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票または外国人登録原簿記載事項証明書で証明できること。
外国人については、右記のほか日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に一年以上在留している方であること。また、同居親族についても申し込み時点では日本国で外国人登録をされており、在留資格が確認できること。
(2)同居親族がいること
(3)所得(同居親族に所得がある場合は合算)が定められた基準内であること
(4)住宅に困っていないこと
以上のすべてにあてはまる方に限ります。
今回募集する住宅の種類と戸数については、「募集案内」を参照してください。
申込書および募集案内の配付と受け付け
1 配付期間 5月21日~28日
2 配付場所 保谷庁舎5階都市計画課窓口および田無庁舎2階市民課窓口ならびに保谷・中原・柳橋の各出張所(土曜を除く午前9時~午後5時)
(3)受付 申し込みは郵送で、

国民年金

国民年金保険料の免除申請と学生納付特例申請は5月中旬に申請を免除申請
第1号被保険者で所得税と住民税が非課税の世帯や病気が失業等で収入が少なく経済的に保険料納付が困難な方は、未納のままにせず免除制度をご利用ください。保険料の免除が承認されるとその期間に見合う年金受給額は納めた場合の3分の1として計算されます。

学生納付特例(納付猶予)
学生納付特例は国民年金加入者で昼間部に通う学生の方を対象です。学生本人に扶養親族等がない場合には68万円までの所得であれば対象になります。
免除申請承認期間・学生納付特例承認期間
申請免除および学生納付特例のいずれも、期間中の保険料は10年以内なら一定の金額を加算して追納(納付)することができます。5月中までに申請した場合、前月分4月からその翌年の3月分まで、1年間の承認期間となりますので毎年申請をしてください。
手続きに必要なもの 年金手帳・印鑑・学生の場合は学生証(コピー可)
保険年金課国民年金係(田無庁舎田内線1493、1494、保谷庁舎田内線2137、2138)

国民年金保険料の免除申請と学生納付特例申請は5月中旬に申請を免除申請
第1号被保険者で所得税と住民税が非課税の世帯や病気が失業等で収入が少なく経済的に保険料納付が困難な方は、未納のままにせず免除制度をご利用ください。保険料の免除が承認されるとその期間に見合う年金受給額は納めた場合の3分の1として計算されます。